

第2期北谷町子ども・子育て支援事業計画

<< 施策の検討資料 >>

目 次

第4章 子どもと子育て家庭への支援対策

1. 計画の基本理念	2
2. 計画の基本目標	2
3. 支援対策の体系	3
4. 幼児期の教育・保育提供区域について	4
(1)教育・保育提供区域とは...	4
(2)町の教育・保育提供区域	4

第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	5
(1)北谷町全体	5
(2)北谷中学校区	8
(3)桑江中学校区	10
2. 地域子ども・子育て支援事業	12
(1)時間外保育事業	12
(2)放課後児童健全育成事業	12
(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)	13
(4)子育て支援拠点事業	13
(5)一時預かり(幼稚園型)	14
(6)一時預かり(幼稚園型以外)	14
(7)病児・病後児保育	14
(8)ファミリー・サポート・センター(就学児)	15
(9)利用者支援事業	15
(10)乳児家庭全戸訪問事業	16
(11)養育支援訪問事業	16
(12)妊婦健診	16
(13)実費徴収に伴う補足給付事業	17
(14)多様な主体の参入促進事業	17
(15)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	17

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

基本目標 1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	18
-------------------------------	----

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	18
① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方	18
② 保育の質の向上	18
③ 保幼小連携の推進	19
③-1 教育・保育機関の連携強化	19
③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な移行支援	19
③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携	20
④ 幼児教育アドバイザーの配置	20
⑤ 外国につながる幼児への支援・配慮	20
(2) 保育士等の確保の推進	21
① 保育士等の確保	21
② 幼稚園教諭の確保	21
③ 放課後の居場所における人材確保	21
③-1 放課後児童支援員の確保	21
③-2 地域人材の確保	22
④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保	22
(3) 子どもの居場所づくり	23
① 放課後の居場所づくり	23
①-1 新・放課後子ども総合プランの推進	23
①-2 放課後児童健全育成事業の推進	24
①-3 放課後子ども教室の充実	24
② 地域における居場所の確保、充実（児童館、地区公民館）	25
②-1 児童館の充実	25
②-2 多様な居場所づくり	25
(4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実	26
① 妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援対策	26
①-1 母子健康包括支援センターの設置	26
①-3 母親の健康支援、育児支援	26
② 子どもの健康支援	26
②-1 予防接種率の向上	26
②-2 乳幼児健診および未受診対策の充実	27
②-3 歯の健康の推進	27
③ 食育の推進	28
③-1 栄養、食育に関する情報の提供充実	28
③-2 保育所における食育の推進	28
③-3 学校における食育の推進	29

④望ましい生活習慣の確立	29
⑤子どもの事故防止対策	29
⑥学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	30
⑥-1 幼い頃からの一貫した性に関する指導の推進	30
⑥-2 未成年に対する飲酒・喫煙防止教育および青少年に対する薬物乱用防止教育の推進	30
基本目標 2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり	31
(1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保	31
① 0歳児、1歳児の保育の拡充	31
② 保育所における5歳児保育の拡充	31
③ 認定こども園の整備	31
④ 公立幼稚園の複数年保育の実施	32
⑤ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実	32
⑥ 認可外保育施設との連携・支援	33
(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	33
① 地域での子育てネットワークの構築	33
② 地域子育て支援センターの充実	34
③ 地域子ども・子育て支援事業の推進	34
④ 新規参入施設の巡回支援	34
(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実	35
① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実	35
② 児童虐待防止対策の充実	36
②-1 児童虐待防止の推進	36
②-2 養育支援訪問事業	36
②-3 要保護児童対策地域協議会の機能強化	37
③ ひとり親家庭の支援の充実	37
③-1 ひとり親家庭の相談支援、実態把握	37
③-2 生活援助対策の推進	38
④ 障害を持つ児童等への適切な対応	38
④-1 障がいの早期発見、早期支援	38
④-2 障害を持つ児童等の保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実	39
④-3 障害に関する相談・情報提供及び障がい児へのサービス提供の充実	39
④-4 発達障害の支援の充実	40
⑤ 子どもの貧困対策の充実	41
⑤-1 生活困窮世帯の子の居場所づくり	41
⑤-2 生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり	41
⑤-3 就学援助制度の周知・普及	41

(4) 相談、情報提供の充実	42
① 相談機能の充実	42
①-1 地域子育て支援センターの充実（再掲）	42
①-2 関係機関等による各種相談の充実	42
①-3 利用者支援事業の実施	42
② 情報提供の充実	43
②-1 子育て情報提供の充実	43
②-2 関係機関との連携による情報の提供	44
③ 経済的負担の軽減	44
③-1 児童手当の給付	44
③-2 医療費の助成	44
③-4 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	45

第2期計画の構成案

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定
4. 計画の期間
5. 計画の策定体制等

第2章 北谷町の現状と課題

1. 人口の推移と推計
2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況
3. ニーズ調査結果より傾向まとめ
4. 次世代育成支援行動計画における関連施策の推進状況
5. 現状と課題のまとめ

第3章 第1期計画の実施状況

- 点検1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
点検2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 支援対策の体系
4. 幼児期の教育・保育提供区域について

第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策
2. 地域子ども・子育て支援事業

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

- 基本目標1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
基本目標2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知
2. 計画の推進体制
3. ニーズ等の定期的な把握
4. PDCAサイクルによる進行管理の実施



今回提示

第4章 子どもと子育て家庭への支援対策

1. 計画の基本理念

○本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定しており、“子供の最善の利益”を念頭に置きながら、最終的な到達点としては子どもと子育て家庭の「笑顔」のために、さまざまな支援策を講じる計画であることから、本計画では以下の基本理念を掲げます。

基本理念

笑顔がいっぱい、夢ふくらむまち・北谷

2. 計画の基本目標

本計画では、以下の2つの目標を掲げます。

目標1 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- ・子どもの育ちのために必要な環境を整える
- ・子どもの最善の利益を第一として各種事業等の充実・強化を行う

目標2 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

- ・子を持つ家庭が安心して子育てできるように必要な環境を整える
- ・子を産み、育てることに喜びを感じられるゆとりある暮らしを目指す

3. 支援対策の体系

基本理念

笑顔がいっぱい、夢ふくらむまち・北谷

基本目標 1

子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

基本施策

- (1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進
 - ① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方
 - ② 保育の質の向上
 - ③ 保幼小連携の推進
 - ④ 外国につながる幼児への支援・配慮
- (2) 保育士等の確保の推進
 - ① 保育士等の確保
 - ② 幼稚園教諭の確保
 - ③ 放課後の居場所における人材確保
 - ④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保
- (3) 子どもの居場所づくり
 - ① 放課後の居場所づくり
 - ② 地域における居場所の確保、充実（児童館、地区公民館）
- (4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実（次世代計画より）
 - ① 切れ目ない、妊産婦・乳幼児への保健対策
 - ② 子どもの健康支援
 - ③ 食育の推進
 - ④ 望ましい生活習慣の確立
 - ⑤ 子どもの事故防止対策
 - ⑥ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

基本目標 2

子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

基本施策

- (1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保
 - ① 0歳児、1歳児の保育の拡充
 - ② 保育所における5歳児保育の拡充
 - ③ 認定こども園の整備
 - ④ 公立幼稚園の複数年保育の実施
 - ⑤ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実（預けやすい環境整備）
 - ⑥ 認可外保育施設との連携・支援
- (2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
 - ① 地域での子育てネットワークの構築
 - ② 地域子育て支援センターの充実
 - ③ 地域子ども・子育て支援事業の推進
 - ④ 新規参入施設の巡回支援
- (3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実
 - ① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実
 - ② 妊娠期からの児童虐待防止対策の充実
 - ③ ひとり親家庭の支援の充実
 - ④ 障害を持つ児童等への適切な対応
 - ⑤ 子どもの貧困対策の充実
- (4) 相談、情報提供の充実
 - ① 相談機能の充実
 - ② 情報提供の充実
 - ③ 経済的負担の軽減

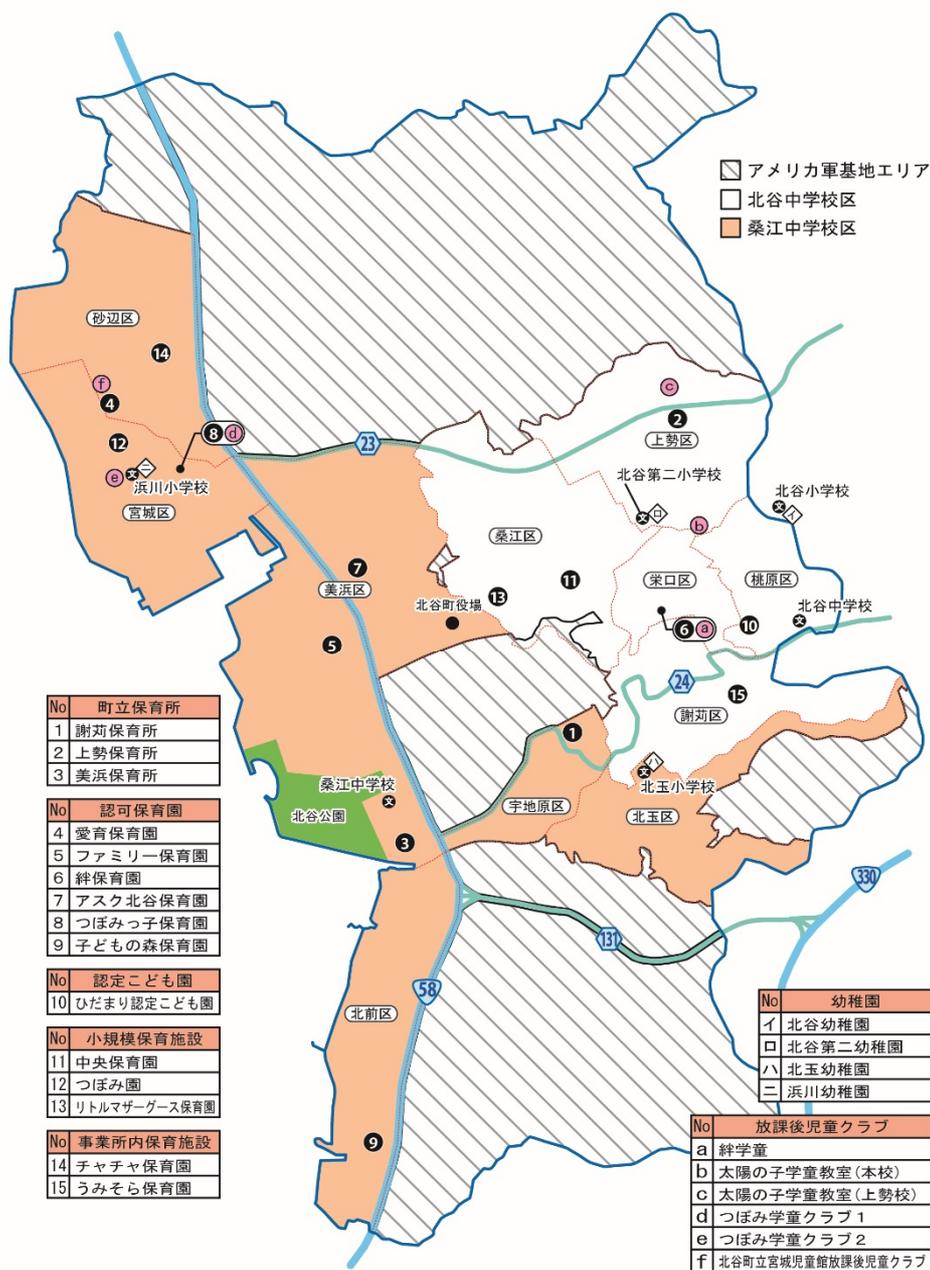
4. 幼児期の教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは…

○教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、町内を区分けし、区域ごとの見込みと、確保方策を本計画では示しています。

○町全体の整備量だけでなく区域別の整備量を定めることにより、地域の実情に応じ、ニーズに対して偏りなく教育・保育施設等を整備するように図ります。

(2) 町の教育・保育提供区域



第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

(1) 北谷町全体

◇◇◇ 現状と課題、整備方針 ◇◇◇

【現状と課題】

(公立幼稚園)

- 第1期計画では、3歳児、4歳児からの幼児教育ニーズに対応すべく、複数年保育の実施を掲げており、平成27年度から4歳児の受け入れを順次進め、平成30年度からは町内全園で4・5歳児の複数年保育を実施しています。3歳児からの受け入れについては未実施の状況にあります。
- また、子育て家庭に占める共働き家庭の割合が7割を超える中、公立幼稚園利用者（または利用希望者）においても保育機能の充実（預かり保育充実）を求める声が高くなっています。
- 量の見込みでも、1号認定での利用ニーズに比べて、“2号認定教育ニーズ”が高くなっていました。つまり、共働き家庭の「幼児教育ニーズ+保育機能ニーズ」に対応できる教育・保育施設が必要であり、発達段階の連続性ある教育・保育の実施（3～5歳児での複数年保育）と利用希望者が全て利用できる預かり保育の充実が不可欠となっています。
- また、幼児期の教育・保育の無償化に伴い、3歳児から預けたいという声（特に1号認定は認可保育園に入れないため、幼稚園や認定こども園が対象となる）への対応も必要です。

(保育所や地域型保育事業)

- 共働き家庭が増加していることに加え、現在働いていない母親でも就労を希望する人が多くなっています。保育園及び認定こども園（2号認定、3号認定）への申し込みは年々増加する一方であり、平成29年4月には第1期計画での量の見込みを上回る申し込み数となっています。
- 第1期計画期間では、毎年度新規整備を行い、受け入れ可能定員を増やしてきました。しかし、平成31年4月時点でも待機児童が存在しています。特に産休や育休明けと関連して、1歳児のニーズがほかの年齢より高く、低年齢児のニーズ対応が課題となっています。
- また、第1期計画策定時には認可保育園における5歳児保育ニーズも高くなっており、受け皿の拡大を行いました。現在は、町内では0～5歳児の発達の連続性を重視した教育・保育の提供が進められています。

【整備方針】

- 公立幼稚園については、午後の預かり保育の受け入れ枠拡充により、教育・保育の一体的提供による共働き家庭のニーズへの対応を図ります。また、複数年保育の充実により、3～5歳児の発達の連続性を重視した教育・保育の提供体制を整備します。
- さらに、公立幼稚園の認定こども園への移行について検討を続けます。
- 保育ニーズに対しては、低年齢児の受け入れ拡充を図るため、小規模保育事業の新設を行うほか、町内の企業主導型保育施設での地域枠での受け入れで対応します。

◇◇◇ 必要量の見込みと確保量（町全体） ◇◇◇

① 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	188	168	170	165	160	160
②確保方策		180	180	180	180	180
公立幼稚園		180	180	180	180	180
②-①		12	10	15	20	20

② 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		799	805	784	760	756
2号教育		189	190	185	180	179
2号保育		610	615	599	580	577
②確保方策		845	865	865	865	865
公立保育所		126	126	126	126	126
私立保育所		348	348	348	348	348
公立幼稚園		225	225	225	225	225
認定こども園(私立)		122	122	122	122	122
企業主導型事業所内保育事業		24	44	44	44	44
②-①		46	60	81	105	109

③ 3号認定（0歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	78	153	153	154	155	158
②確保方策		153	168	174	162	162
公立保育所		24	24	24	24	24
私立保育所		72	72	72	72	72
認定こども園(私立)		12	12	12	0	0
小規模保育事業		33	33	33	33	33
事業所内保育事業		12	12	12	12	12
企業主導型事業所内保育事業		0	15	21	21	21
②-①		0	15	20	7	4

④ 3号認定（1・2歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	455	478	475	478	479	483
②確保方策		489	499	499	499	499
公立保育所		90	90	90	90	90
私立保育所		220	220	220	220	220
認定こども園(私立)		36	36	36	36	36
小規模保育事業		76	76	76	76	76
事業所内保育事業		37	37	37	37	37
企業主導型事業所内保育事業		30	40	40	40	40
②-①		11	24	21	20	16

■量の見込みに対する確保の方策（町全体）

	確保の方策（新規分）	
	教育の量	保育の量
令和2年度	—	小規模保育事業 3カ所（57人） 企業主導型事業所内保育事業 1カ所（10人）
令和3年度	—	企業主導型事業所内保育事業 2カ所（10人）
令和4年度	公立幼稚園3歳児 2カ所（40人） ※5歳児40人減→3歳児の受け入れに移行	—
令和5年度		—
令和6年度		—

(2) 北谷中学校区

◇◇◇ 必要量の見込みと確保量（北谷中学校区）◇◇◇

① 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		61	61	60	59	58
②確保方策		70	70	70	70	70
公立幼稚園		70	70	70	70	70
②-①		9	9	10	11	12

② 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		414	413	401	394	390
2号教育		91	91	88	87	86
2号保育		323	322	313	307	304
②確保方策		402	402	402	402	402
公立保育所		51	51	51	51	51
私立保育所		84	84	84	84	84
公立幼稚園		145	145	145	145	145
認定こども園(私立)		122	122	122	122	122
企業主導型事業所内保育事業		0	0	0	0	0
②-①		-12	-11	1	8	12

③ 3号認定（0歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		62	61	62	61	62
②確保方策		66	72	75	63	63
公立保育所		9	9	9	9	9
私立保育所		18	18	18	18	18
認定こども園(私立)		12	12	12	0	0
小規模保育事業		24	24	24	24	24
事業所内保育事業		3	3	3	3	3
企業主導型事業所内保育事業		0	6	9	9	9
②-①		4	11	13	2	1

④ 3号認定（1・2歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		230	228	230	230	231
②確保方策		191	196	196	196	196
公立保育所		30	30	30	30	30
私立保育所		48	48	48	48	48
認定こども園(私立)		36	36	36	36	36
小規模保育事業		51	51	51	51	51
事業所内保育事業		16	16	16	16	16
企業主導型事業所内保育事業		10	15	15	15	15
②-①		-39	-32	-34	-34	-35

(3) 桑江中学校区

◇◇◇ 必要量の見込みと確保量（桑江中学校区）◇◇◇

① 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		107	109	105	101	102
②確保方策		110	110	110	110	110
公立幼稚園		110	110	110	110	110
②-①		3	1	5	9	8

② 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		385	392	383	366	366
2号教育		98	99	97	93	93
2号保育		287	293	286	273	273
②確保方策		443	463	463	463	463
公立保育所		75	75	75	75	75
私立保育所		264	264	264	264	264
公立幼稚園		80	80	80	80	80
認定こども園(私立)		0	0	0	0	0
企業主導型事業所内保育事業		24	44	44	44	44
②-①		58	71	80	97	97

③ 3号認定（0歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		91	92	92	94	96
②確保方策		87	96	99	99	99
公立保育所		15	15	15	15	15
私立保育所		54	54	54	54	54
認定こども園(私立)		0	0	0	0	0
小規模保育事業		9	9	9	9	9
事業所内保育事業		9	9	9	9	9
企業主導型事業所内保育事業		0	9	12	12	12
②-①		-4	4	7	5	3

④ 3号認定（1・2歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		248	247	248	249	252
②確保方策		298	303	303	303	303
公立保育所		60	60	60	60	60
私立保育所		172	172	172	172	172
認定こども園(私立)		0	0	0	0	0
小規模保育事業		25	25	25	25	25
事業所内保育事業		21	21	21	21	21
企業主導型事業所内保育事業		20	25	25	25	25
②-①		50	56	55	54	51

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

令和2年でも16園すべての園で実施し、令和6年でもすべての園が時間外保育事業の実施を行うよう取り組みます。

時間外保育事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(実人数)		784	786	778	768	770
確保策	実人数	784	786	778	768	770
	施設数	16	19	19	21	21

単位：人、か所

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

施設を整備、若しくは民設クラブの設置促進を行い待機児童の解消を行います。

放課後児童健全育成事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
見込み		424	417	426	429	432	
確保策	登録児童数	320	400	426	429	432	
	施設数	公的施設利用	1	2	3	4	5
		民間施設利用	5	5	5	5	5
		計	6	7	8	9	10

単位：人、か所

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

対応できる事業展開に向けて実施に向けて検討していきます。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)		14	14	14	14	14
確保策	延べ人数		5	8	10	10
	施設数		1	1	1	1

単位：人日、か所

(4) 子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と同じ3カ所で行う予定です。

子育て支援拠点事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	11,639	11,590	11,664	11,725	11,848
確保策	3	3	3	3	3

単位：か所

(5) 一時預かり(幼稚園型)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

町内の公立幼稚園 4 か所と認定こども園 1 か所で預かり保育で対応していきます。

一時預かり(幼稚園における 2 号認定教育ニーズの定期的な利用)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)		52,212	52,231	50,854	49,278	49,032
確保策	延べ人数	52,212	52,231	50,854	49,278	49,032
	施設数	5	5	5	5	5

単位：人日、か所

(6) 一時預かり(幼稚園型以外)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

保育園 2 か所での一時預かりを今後も継続していきます。

一時預かり(保育所等における一時預かり)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)		1,925	1,917	1,931	1,943	1,965
確保策	一時預かり	延べ人数	1,000	1,000	1,000	1,000
		施設数	2	2	2	2
	ファミサポ	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300

単位：人日、か所

(7) 病児・病後児保育

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

現在実施している 1 か所での病児・病後児保育を継続していきます。

病児・病後児保育

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)		597	597	602	602	604
確保策	病児・病後児	延べ人数	400	500	500	500
		施設数	1	1	1	1
	ファミサポ	500	500	500	500	500

単位：人日、か所

(8) ファミリー・サポート・センター(就学児)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望とする者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みに対応できるように、おまかせ会員の確保等によりニーズに対応できるように図ります。

ファミリー・サポート・センター(就学児)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	1,233	1,207	1,224	1,221	1,226
確保策	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900

単位：人日

(9) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育ての支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業による相談員の配置と母子健康包括支援センターの令和2年からの実施による機能を確保し、子育て支援及び母子保健での両面での支援を進めます。

利用者支援事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	1	1	1	1	1
確保策	基本型	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1

単位：か所

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

現在の実績に基づいて算出された見込について、訪問対応していくように図ります。

乳児家庭全戸訪問事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	312	312	314	317	322
事業実施予定	302	302	306	310	317

単位：人

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育が必要な家庭への訪問支援を行っていきます。

養育支援訪問事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	18	20	22	24	26
事業実施予定	18	20	22	24	26

単位：人

(12) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。(妊娠届出により、母子健康手帳とあわせて妊婦健診受診票を交付し、妊娠期間に14回、医療機関や助産所等で公費による健診が受けられる)

一人当たり14回の妊婦健診補助を今後も継続して実施していきます。

妊婦健診

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	4,368	4,368	4,396	4,438	4,508
確保策	4,368	4,368	4,396	4,438	4,508

単位：人回

(13) 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

量の見込みに対応する補足給付の実施を行います。

実費徴収に伴う補足給付事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	10	10	10	10	10
確保策	10	10	10	10	10

単位：人

(14) 多様な主体の参入促進事業

今後状況を見極めながら事業実施していきます。

多様な主体の参入促進事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	8	8	4	4	4
確保策	8	8	4	4	4

単位：か所

(15) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。市民へ周知を図る取り組みをすることで、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につなげます。

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	1	1	1	1	1
確保策	1	1	1	1	1

単位：か所

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

基本目標 1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

【現状】

第1期計画では、法人保育園1園が平成27年度より認定こども園に移行しており、町内には1園整備されている状況にあります。計画予定か所数の整備には至っていませんが、町としては認定こども園設置推進の前に、待機児童の解消を行う必要があり、保育量の拡充を推進してきました。

子育て家庭においては共働きの占める割合が上昇する一方であり、ニーズ調査でも今後働きたいとする母親の割合は80%を超える状況にあります。このような中で、公立幼稚園においては午後の預かり保育の利用率が上がっており、幼児教育のみならず保育機能も求められています。

また、小規模保育事業等の整備を進めていくに当たり、連携施設の確保が必要となってきます。

【今後の取組み】

公立幼稚園での複数年保育の評価、検証及び、保育ニーズの分析を行い、認定こども園への移行を検討していきます。

② 保育の質の向上

【現状】

子育て家庭の保育ニーズに対応する受け入れ体制の整備とともに、教育・保育の質の確保も併せて進める必要があります。子どもの最大の利益を保障するため、教育・保育の質の確保・向上は町が責任をもって取り組まなくてはなりません。現在は、各園での園内研修を実施しているほか、町内の認可保育施設及び認可外保育施設の保育従事者等を対象にアレルギー対応、障がい児対応等の研修を実施しています。また新規参入施設への巡回支援も取り入れています。

【今後の取組み】

教育・保育の質の確保のために、職員研修、巡回支援を引き続き実施します。

③保幼小連携の推進

③-1 教育・保育機関の連携強化

【現状】

町内の各教育・保育施設等の連携については、副園長や所長会議による情報共有のほか、幼保こ小会議及び研修会、幼稚園の申し送り、幼稚園との交流会、小学校とのお招き会を実施しています。

幼保の共通理解及び小学校とのつながりの機会を増やすなど、子どもがスムーズに小学校に移行していくための取り組みが課題となっています。

【今後の取り組み】

幼保こ小連携会議の開催・充実とともに、小学校区単位で実施している幼稚園、保育所、小学校の合同研修会や情報交換会などにより教育・保育施設等及び小学校がつながりを持つ機会を増やし、幼保こ小の共通理解と教育・保育の充実に努めます。

③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な移行支援

【現状】

幼保こ小連携において、合同研修会や情報交換会を開催しています。市内の認可保育園では、教育・保育施設の園児と小学生との交流会(保護者同伴)や保育所児童保育要録による引継と情報共有などを実施しています。

保育所・幼稚園等と小学校の職員との交流や研修の場を増やし、さらに相互理解を充実させ、円滑な移行支援を行う必要があります。教育・保育課程の工夫等も研修をとおしてさらに学習を深め、移行支援に繋げていく事が重要です。

【今後の取り組み】

遊びをとおして学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、保育所・幼稚園等と小学校との職員の交流や研修、情報交換など相互理解の場の確保、保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。また、教育・保育施設の園児と小学生との交流活動、教育・保育課程の工夫等も実施を検討します。

③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

【現状】

0～2歳児を受け入れる地域型保育事業は、町内に5施設整備されています。3歳からの教育・保育を担う連携施設は全園で確保しています。

現時点では全ての施設が連携施設を確保できていますが、今後の低年齢児の受皿確保のため、地域型保育事業の整備を進めると、新たな施設は連携施設を確保できない可能性も見込まれます。

【今後の取り組み】

地域型保育事業の連携施設確保については、地域型保育を実施する法人が確保することとされていますが、町もその確保に努め、地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように、地域の公立保育所、認可保育園、幼稚園の状況把握と協力依頼を行ってまいります。

既存施設の定員見直し等による3歳以上児の受皿確保を図ります。

④幼児教育アドバイザーの配置

【現状】

(第2期計画策定に当たり、国より新たに盛り込むものとして示されている項目)。

【今後の取り組み】

教育・保育の質の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行うアドバイザーの設置を検討します。

⑤外国につながる幼児への支援・配慮

【現状】

(第2期計画策定に当たり、国より新たに盛り込むものとして示されている項目)。

【今後の取り組み】

教育・保育施設において、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる子どもについて、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。また、保育所や地域型保育事業所に対して、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮に努めるよう促します。

(2) 保育士等の確保の推進

① 保育士等の確保

【現状】

全国的に保育士不足が問題となっており、町においても同様の状況にあります。保育士の処遇改善のために、町では、「保育士年休取得等支援事業」や「北谷町認可保育所運営費補助金（職員処遇改善費の補助）」、「保育士宿舍借り上げ支援事業」等を実施してきました。また、保育士合同就職説明会や保育士試験受験者支援事業、子育て支援員研修も実施しておりますが、取り組みによっては効果が上がるように改善が必要なものもあります。

【今後の取組み】

これまで実施してきた保育士確保のための施策を継続し町内の保育所に所属する保育士の離職防止、定着化を図ります。また、保育士不足の打破を図ることを目的に、町内の私立の認可保育施設に対して保育士への手当を補助する「北谷町保育士確保対策緊急補助事業（仮称）」を新たに実施し、北谷町に保育士が流入する仕組みを構築します。

そのほか、保育士合同就職説明会、保育士試験受験者への支援などにより、保育士の確保に努めます。

② 幼稚園教諭の確保

【現状】

保育士とともに幼稚園教諭についても確保が難しい状況となっているため、処遇改善や業務の負担軽減を図るなど、幼稚園教諭が定着するよう、対応策を検討する必要があります。入園案内を早めに行いながら、幼稚園教諭の募集も早めに対応するなど検討が必要です。預かり保育利用希望者や特別な支援を要する幼児の入園が増えており、預かり保育担当教諭や特別支援教育加配教諭の確保が課題となっています。

【今後の取組み】

幼児教育の向上を図るため、幼稚園教諭の確保に努めるとともに、職務内容の負担軽減を図るなど幼稚園教諭が継続的に雇用できるよう努めます。

③ 放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童支援員の確保

【現状】

放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の確保は、各放課後児童クラブで実施しております。放課後児童クラブでも支援員の確保や定着が課題となっており、人材確保に向けた

取り組みが必要となっています。放課後児童支援員の資格所得に向けて、沖縄県主催の認定資格研修を、町内各クラブへ周知し参加を促進しています。

【今後の取り組み】

放課後児童支援員資格取得に必要な研修等への参加を促しながら、町内の放課後児童クラブと連携し、放課後児童支援員の確保に努めます。

③-2 地域人材の確保

【現状】

小学校で実施されている放課後子供教室においては、地域のボランティア協力が得られており、保護者や地域の方々が、これまで培った技能や経験を活かして活動しています。(協働活動支援員・協働活動サポーター)。

放課後子供教室は、ボランティア等の協力のもとに実施可能な事業であり、今後も理解を得ながら継続して人材を確保する必要があります。

【今後の取り組み】

放課後子供教室等を支援するボランティアの確保のために、広報ちやたんやホームページ等を利用して周知や地域ボランティアの募集を行うとともに、各実施校でボランティア募集の周知を行います。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

【現状】

北谷町では嘉手納町、北中城村の3町村合同でファミリーサポートセンター事業を実施しています。子どもをあずかってほしい「おねがい会員」と比較して、支援者側である「まかせて会員」及び「どっちも会員」の人数が少なくなっています。

年2回のサポーター養成講座の実施やポスター掲示や横断幕設置などでの周知も行っています。支援者(まかせて会員)の確保が課題となっています。

【今後の取り組み】

ファミリーサポートセンターの「まかせて会員」の増加を図るため、引き続き、サポーター養成講座を実施します。

(3) 子どもの居場所づくり

① 放課後の居場所づくり

①-1 新・放課後子ども総合プランの推進

【現状】

国では「新・放課後子ども総合プラン」の中で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携型での提供を進めています。これは全国的な少子化による余裕教室の活用と、学校敷地内に設置されている放課後児童クラブの取り組みを一体的に実施することが主な内容ですが、町では現在、一体型での実施は行われていません。実施に当たっては、放課後児童クラブと放課後子ども教室との担当者間での連携が不可欠であり、そのため、放課後子ども総合プランの「運営委員会」の実施が必要です。

【今後の取り組み】

放課後子ども総合プランの運営委員会により、担当部局間の連携を図り、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的実施を推進します。一体的（または連携型）での実施に当たっては、学校敷地内に放課後児童クラブがある小学校でモデル的に行うように検討します。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の担当者の交流・連携・共通理解を図り、相互の構成員や地域関係者との共通理解、情報共有を行い放課後子ども総合プランの推進に努めます。

その他の小学校においても、小学校の近隣児童館等で放課後児童クラブの実施に伴い連携を図るよう努めます。

【国の指針に基づいた取り組み（予定）】

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局による具体的な連携に関する方策

- ・行政関係者、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者、地域住民等を構成員とする「放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置し、事業の実施に関する検討や共通理解、情報共有等を行い、相互連携を図る。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ・小学校で実施する放課後子ども教室に近隣の放課後児童クラブも参加しプログラムを受けられるよう連携を図る。

○小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

- ・多目的教室や音楽教室等を活用し、放課後児童クラブと連携した放課後子ども教室を行う。
- ・夏休み等の長期休業日も学校施設を活用し、切れ目のない子ども教室の実施を図る。

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体型の目標値	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所

①-2 放課後児童健全育成事業の推進

【現状】

町では放課後児童クラブのニーズに対応すべく、平成28年度に新規クラブ2カ所を開設し、量的拡充を行いました。しかし、公的施設を活用した放課後児童クラブの整備が進んでいない状況にあり、今後もニーズへの対応が必要となっています。

資質向上の面については、県主催の放課後児童支援員等資質向上研修を受講を促し、積極的な研修参加を呼び掛けて資質向上を図っています。

【今後の取組み】

共働き家庭の小学生の放課後の居場所を確保するため各小学校区へ公的施設を活用した放課後児童クラブの整備を行います。また、子どもたちが安全・安心で楽しく過ごせるよう、職員の資質向上を図ります。このため、県の主催する研修等の案内を行います。

①-3 放課後子ども教室の充実

【現状】

放課後子ども教室は、小学生が放課後等に安全・安心で健やかな居場所づくりを推進するものであり、学校の余裕教室等を活用し実施しています。町では平成29年度より運営委員会（地域学校協働活動推進事業運営委員会）を開催しています。放課後子供教室は各小学校で開催されており、その他、ちゃたんニライセンターでのしまくとうばこども教室も行っています。今後も、継続して実施していけるように人材の確保などに努める必要があります。

【今後の取組み】

地域学校協働活動推進事業運営委員会と連携を図り、町内各小学校やニライセンター等で実施している放課後子供教室の充実と継続的な実施に努めます。また、教室を実施出来るボランティアの確保に努めます。

○放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども教室目標値	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所

※各小学校とニライセンターで実施し、放課後児童クラブと連携

②地域における居場所の確保、充実（児童館、地区公民館）

②-1 児童館の充実

【現状】

北玉児童館、上勢桑江児童館、宮城児童館の3施設が子どもの居場所づくりとして利用されています。運動遊び、イベント、季節にあった制作活動、食育活動、地域交流などを実施しています。子どもによる児童館運営を実施し、役割を最後までやり遂げる達成感・自信・子どもリーダー育成につながるなどの効果があります。

子ども達が安心・安全で楽しく過ごせるよう職員の資質向上、人材確保が必要です。

【今後の取組み】

子どもたちの放課後が安全に過ごせるよう児童館の安全管理に努めます。

職員の資質向上、処遇改善、確保など、人材の面での充実にも努めます。

国のガイドラインに則り、次の活動に取り組みます。

①遊びによる子どもの育成

②子どもの居場所の提供

③子どもが意見を述べる場の提供

④配慮を要する子どもへの対応

⑤子育て支援の実施

⑥地域の健全育成の環境づくり

⑦ボランティア等の育成と活動支援

⑧放課後児童クラブの実施と連携

②-2 多様な居場所づくり

【現状】

現在は放課後児童対策である放課後児童クラブと各小学校及びニライセンターでの放課後子ども教室があります。

保護者からは地域で安心して過ごすことができる場の確保が望まれており、放課後の居場所づくりが必要となっています。

【今後の取組み】

放課後子どもプラン運営委員会において、地域における子どもの放課後の居場所について、児童館、公民館等の地域の社会資源や人材を活用しながら、対策の検討と実施に努めます。

(4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実

① 妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援対策

①-1 母子健康包括支援センターの設置

【現状】

母子保健の取り組みについては、乳幼児健診や相談、予防接種など、様々な施策を行っています。それぞれの取り組みは連携し、母子の健康保持や気になる子の把握と事後フォロー、関係機関などの連携を行ってきましたが、今後は「妊娠期からの切れ目ない支援」として、妊娠期から子どもの成長に沿って支援をつないでいく拠点機能が求められています。沖縄県では、各市町村でこのセンターを整備するように促しています。

【今後の取り組み】

令和2年4月から北谷町保健相談センター内に「母子健康包括支援センター」を設置し、産前・産後を通じて妊産婦への必要な支援やその後の母子への支援が途切れることなく連携体制を構築します。

①-3 母親の健康支援、育児支援

【現状】

母子(親子)手帳の交付後、母親の健康や育児のための支援として、妊婦健診の補助、新生児・産婦訪問、未熟児訪問指導、両親学級、育児学級、離乳食実習、乳児家庭全戸訪問事業などを行っています。

【今後の取り組み】

産前から産後の母親のために、母親の健康支援や育児支援体制を強化し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応により、産前・産後も安心して子育てができるように推進します。

② 子どもの健康支援

②-1 予防接種率の向上

【現状】

個別通知や広報誌、町ホームページ等により予防接種の必要性を呼びかけるとともに、接種率向上を図る取り組みとして、再通知や各健康診査時における指導、母子保健担当の保健師による訪問の際の接種勧奨を行っています。また、定期予防接種及び行政措置予防接種については、無料で予防接種を受けられるよう費用助成を行っています。

【今後の取組み】

予防接種の大切さや定期予防接種及び行政措置予防接種の費用助成等について周知・広報を行い、接種率の向上を図ります。

②-2 乳幼児健診および未受診対策の充実

【現状】

健診については、乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。平成29年度からは保育園の協力により3歳児健康診査の受診率が向上しています。

健康診査の場に保健師、心理士、栄養士、助産師、視能訓練士などを配置することで、相談支援体制の充実を図ってきました。令和元年度からは心理士が不在となったため、保育士を配置し、育児に関する相談だけでなく、保育所入所についての相談も行える体制を確立しています。

【今後の取組み】

今後も受診率の向上のために、健康診査の内容や大切さを啓発していきます。

健康診査の場に保健師、心理士、栄養士、助産師、保育士などを配置することで、相談支援体制の充実を図ります。また、適切に継続支援が必要な親子を把握し支援できるよう、問診内容やフォローの基準、支援の方法を検討します。

未受診対策においては、対象家庭への訪問だけでなく、保育施設と連携した受診勧奨を今後も行っていきます。

②-3 歯の健康の推進

【現状】

乳児健診において、歯科衛生士による歯科相談を実施しています。乳児後期に限らず、乳児前期の保護者へも相談を促し、指導・助言しています。(年12回実施/一般健康診査に併設)

また、2歳児歯科健診を年6回実施しています。受診率は再通知による受診勧奨を行うことで受診率が向上しています(H27 65.9%→H30 77.8%)。2歳児歯科健診受診票に児の発達面や子育て、栄養、生活習慣に関する質問項目を設け、会場にて保健指導や栄養相談、心理士相談を実施しています。

【今後の取組み】

子どもの頃から歯の健康を推進するとともに、歯の健康に関する周知広報及び受診勧奨による受診率向上を図ります。

乳児一般健康診査(後期)における9～10か月児の保護者を対象とした歯みがき相談について、今後も乳児期から発達段階に応じて指導・助言をしながら、継続した取り組みを実施していきます。

③食育の推進

③-1 栄養、食育に関する情報の提供充実

【現状】

職員の面については、すこやか健康・栄養相談を実施しているほか、食生活改善推進員活動等による栄養、食育に関する情報提供を行っています。また、健診BOOKの活用(H31より)、離乳食サンプルの活用(H31より)、育児学級の案内チラシの活用(H29より)などを実施しています。さらに、クックパッドに離乳食や保育所献立のレシピ掲載(H29より)するなど、様々な手法で食育を進めています。

栄養相談等の窓口の情報提供や、健診の機会に相談してもらうなど、相談方法の情報提供方法について今後も検討していく必要があります。

【今後の取組み】

乳幼児健診や個別診断等を通じての乳幼児期に必要な栄養と離乳食等に関する正しい知識の普及、WEBサイト等を活用しての離乳食や幼児食に関する情報提供等を推進します。

③-2 保育所における食育の推進

【現状】

保育所では、園だより等で食育の情報を発信しているほか、園児による季節の野菜の栽培・収穫の実施、収穫した野菜を給食食材に加える等の取り組みを行っています。また、保護者懇談会において、栄養や食事の大切さ、親子で食べることの大切さを伝えています。

【今後の取組み】

子どもの発達段階に応じた食育を推進し、保育所等の児童福祉施設を対象とした食育に関する研修会を実施するなど、食育に関する支援を図ります。公立保育所においては年間食育計画に基づき、野菜の栽培や収穫、調理体験等の活動を実施します。

③-3 学校における食育の推進

【現状】

食育年間指導計画に基づいた実践、毎月19日「食育の日」の実施、栄養職員・栄養教諭との連携、食育授業の実施、体験給食会の実施（幼稚園等）

自分の体をつくる食べ物について知ることで、苦手な食材も食べようとする姿がみられた。

朝食欠食の児童がみられるため、朝食の重要性を周知するなど、啓発等が必要です。

【今後の取組み】

食育指導をより効果的に実施するため、学校における食育年間指導計画については、給食センター栄養職員、栄養教諭及び食生活改善推進員が参画し計画していきます。その計画を基に、取り組みの充実を図ります。

「早寝、早起き、朝ご飯」の大切さを伝えるなど朝食の必要性について啓発広報に努めます。

④望ましい生活習慣の確立

【現状】

子どもの頃から規則正しい生活習慣を身につけることは子どもの健康保持だけでなく、大人になってからの健康にも影響を与えます。乳幼児期においては健康診査や育児学級の間を活用し、正しい生活リズムについての指導や情報提供を行っています。

【今後の取組み】

子どもの望ましい生活習慣を確立するため、今後も乳幼児健診等の母子保健事業や、教育委員会における家庭教育支援事業を通じた啓発や情報提供を行います。

⑤子どもの事故防止対策

【現状】

すくすくスクール2では、救急救命士による事故予防と応急手当の実践を行い、予防方法と事故等が起こった際の適切な対処・対応について学んでいます。

・「乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）」による家庭訪問の際に乳幼児揺さぶられ症候群についてのリーフレットを配布しSBS予防を啓発しています。

事業に参加できない保護者への周知も図る必要があります。

【今後の取組み】

「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」による各家庭訪問や育児学級等における子どもの事故予防の普及啓発を今後も継続して行います。

また、子育て世代が活用しやすい周知媒体の工夫に引き続き取り組めます。

⑥学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

⑥-1 幼い頃からの一貫した性に関する指導の推進

【現状】

性に関する正しい知識の普及・啓発には、学校の授業における性教育だけではなく、子どもの発達段階に応じた涵養(無理をしないでゆっくりと養い育てること)が必要です。

小中学校では、母子保健部署の主導による発達段階に応じた思春期教育を行っており、小学3年生の「誕生学アドバイザーによる誕生学講話」、小学5年生の「ふれあい体験学習促進事業(妊娠シミュレーターによる妊婦体験)、中学3年生の「助産師による思春期の性と生についての講話」などを行ってきましたが、学習指導要領との整合性や、授業日数確保の課題があり、今後は、学校保健の中での位置づけが求められています。

【今後の取組み】

母子保健部署による中学3年生対象の思春期講演会を今後も継続して実施します。なお、小学3年生対象の誕生学アドバイザーによる誕生学講話及び小学5年生を対象のふれあい体験学習促進事業については、学習指導要領との整合性や授業日数の確保について学校から意見があったことや、人員確保に課題があること等を鑑み、令和元年度をもって事業を終了します。

⑥-2 未成年に対する飲酒・喫煙防止教育および青少年に対する薬物乱用防止教育の推進

【現状】

飲酒、喫煙及び薬物乱用による心身、人間関係に及ぼす悪影響についての理解を深め、正しい判断・行動がとれるよう意識を高める内容を町内各小中学校で年1回の講演を行っています。

【今後の取組み】

小中学校において、沖縄警察署や校医等と連携し実施している飲酒、喫煙、薬物乱用防止教室の内容の充実を図ります。

基本目標 2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

(1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保

① 0 歳児、1 歳児の保育の拡充

【現状】

待機児童の状況を見ると、産休や育休明けと関連して、0 歳児での年度途中入所希望や、1 歳児の保育ニーズがほかの年齢より高くなっています。これまで、低年齢児の受入に特化した地域型保育事業の整備を図るなど、待機児童解消に努めてきましたが、保育ニーズへのさらなる対応が必要となっています。

【今後の取組み】

ニーズ調査で把握された潜在的ニーズにもとづいて、地域型保育、特に小規模保育事業を整備することにより、0～1 歳児の保育の拡充を行い、預けたい時にいつでも預けられる環境の整備を図ります。

② 保育所における 5 歳児保育の拡充

【現状】

保育所においては、5 歳児の保育ニーズが高まる中で、受皿の拡大により計画期間中は各年度の 4 月 1 日時点において 5 歳児の待機児童は発生しませんでした。

【今後の取組み】

保育所における 5 歳児の受け入れを継続し、0～5 歳児の連続した教育・保育の提供を図ります。

③ 認定こども園の整備

【現状】

平成 27 年度に私立保育園 1 か所が認定こども園に移行し、教育・保育の受皿が拡大されました。

公立幼稚園利用者では共働き家庭が多くなっており、保護者のニーズを見ると、幼児教育とともに、保育機能の充実が求められています。

【今後の取組み】

保護者の就労の有無にかかわらず、幼児期の教育・保育を一体的に提供する認定こども園の整備を推進します。

公立幼稚園についても、共働き家庭が多く保育機能の充実が求められていることから、認定こども園への移行も含めて、そのあり方を検討します。

④公立幼稚園の複数年保育の実施

【現状】

公立幼稚園では、4歳児からの受け入れを、平成27年度1園、28年度1園実施し、平成30年度からは全園4・5歳児の複数年保育を実施しています。

4歳児の入園者数が減少しています。幼児教育への関心が高い中で、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズにも応えるため、午後の預かり保育の受け入れ体制強化が必要となっています。

沖縄県教育委員会が、県内各市町村に対し、公立幼稚園での3年保育の教育的効果や、その重要性に係る周知を行っており、町幼児教育政策プログラムの策定が求められています。

【今後の取組み】

公立幼稚園における複数年保育について、現在の4歳からの受け入れを継続し、複数年保育による連続した教育・保育の確保を進めます。

また、3歳児からの受け入れについて、認定こども園への移行も含めて検討します。

共働き家庭の保育ニーズに対応できるような預かり保育の受け入れ拡充を図ります。

⑤公立幼稚園における一時預かり事業の充実

【現状】

共働き世帯の増加に伴い、幼稚園においても保育機能の充実が求められています。町では、公立幼稚園での預かり保育の実施及び、卒園式後の春休み期間の受け入れを行い、共働き家庭の保育ニーズに対応してきましたが、入園式前(4月1日から4月8日)の預かり保育受け入れを希望する声も見られます。

また、平成31年度からは給食提供回数を増やし、保護者負担の軽減を図ってきました。

共働き家庭でも公立幼稚園を利用しやすいように、受け入れ体制の充実を図る必要があります。

【今後の取組み】

公立幼稚園では、幼稚園型の一時的預かりの受け入れを拡充し、利用ニーズに対応できるように図ります。また、現在は春休み期間の受け入れも実施していますが、入園式前の預かり受け入れについても検討し、公立幼稚園が共働き家庭にとって利用しやすい場となるように努めます。

預かり保育利用者の増加に伴う、担当職員の確保や安全面での施設設備の充実など、受け入れ体制の充実を図ります。

⑥認可外保育施設との連携・支援

【現状】

沖縄県の新すこやか保育事業等を活用し、町内の認可外保育施設への現物支給（牛乳、児童健康診断など）及び補助金交付（給食費など）を行っています。

認可外保育施設について、設置・運営の届出対象施設の把握に努め、未届の場合は届出についての指導を行っています。

【今後の取組み】

今後とも沖縄県の新すこやか保育事業等を活用し、町内の認可外保育施設に対する支援を行います。

認可外保育施設について、設置・運営の届出対象施設の把握に努め、未届の場合は届出についての指導を継続して実施します。

また、幼児教育・保育無償化の対象となっている施設については市町村による指導監査が必要となっております。無償化事務の実施方法や、施設等の運営に関する基準の遵守等についてチェック体制を確立します。

(2)子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

①地域での子育てネットワークの構築

【現状】

保育所、認可外保育施設、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室といった関係機関及び子ども会、PTA、民生委員児童委員などの関係団体は、それぞれが子どもの育成や子育て支援に取り組んでいますが、横の連携はまだ不十分な状況にあります。

【今後の取組み】

町における子どもの育ちを考え、支えていくための連携の充実・強化を図ります。

地域の子どもの状況について乳幼児、学童期、青少年期を一連に把握し、各関係機関や団体での対応や連携について考え、町の各組織が一体となって子育て支援の方向性を見据え、また活動も単独ではなく一緒になって取り組む体制の確立を推進します。

②地域子育て支援センターの充実

【現状】

地域子育て支援センターは、町内の3保育所で実施されており、子育て家庭の育児相談、情報提供、親子での遊びの場、保護者同士の交流の場となっています。1施設においては保育士不足のために専任の保育士を配置できていない状況となっています。

町民への周知拡大のために、支援センターでの取り組みを、子育て世代に親しみのあるあらゆる媒体を活用し、より広く広報するなど検討が必要です。

【今後の取組み】

子育て相談の核である子育て支援センターの更なる充実を図り、地域の子育て支援の向上に努めます。子育て支援センターの職員の質の向上を図り、一人ひとりのニーズに対応した相談や情報提供などが円滑に行えるように努めます。

子育て支援センターが地域における仲間づくりや遊び・交流の場となっていることの周知・広報を一層拡充し、子育て家庭の孤立化予防や不安解消に努めます。

③地域子ども・子育て支援事業の推進

【現状】

子ども・子育て支援制度においては、幼稚園や保育所等の利用に関する「教育・保育事業」とともに、地域の子育て支援として「地域子ども・子育て支援事業」があり、町でも延長保育や放課後児童クラブ、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターなどを実施しています。その中で、放課後児童クラブはニーズへの更なる対応が必要であったり、一時預かり事業は人員（保育士）不足が見られるなどの課題もあります。

町の利用状況やニーズ及び潜在的な利用ニーズを踏まえるなど、町の実態を勘案しながら、事業を進めていく必要があります。

【今後の取組み】

教育・保育施設のみならず、地域に暮らす全ての子育て世帯の支援を図るため、新制度に示されている「地域子ども・子育て支援事業」内の各種事業について、ニーズ調査や利用状況に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。

④新規参入施設の巡回支援

【現状】

新たに認可・認定を取得、または取得を予定している事業者に対し、必要に応じて支援員を派遣し、事業運営や事業の実施に関する相談・助言などを行う巡回支援を行っています。

経験豊富な保育士からの指導・助言等により、安心安全な保育を実施するための相談先となっています。

巡回相談員2名で実施していますが、保育所巡回から報告書作成等で業務が多くなっており、相談員の負担が大きい状況にあります。

【今後の取組み】

今後も、新規参入施設へ支援員を派遣するなど巡回支援を行っていきます。また、巡回相談員の確保に取り組みます。

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実

【現状】

乳幼児健診では、保健師による問診や育児相談、小児科医の診察、心理士による育ちの相談を通して、発達の偏りなどによる親の育てにくさのサインに早期に気づき、適切な支援を行うよう努めています。

町では、療育グループ（親子参加型の保育）や特別支援保育交流会、育ちの支援センター「いっぽ」利用者交流会、保護者向け講演会などの機会を設け、気になる子や発達障がい等で育てにくさを感じる親への支援を行っています。

支援の一つとして、「ペアレントトレーニング」を実施しています。トレーニングの終了後には、「子育て不安の軽減に繋がった」との声もあり効果が感じられます。ペアレントトレーニングの周知を行い、参加促進に努める必要があります。

【今後の取組み】

これまでの取組みを継続するとともに、職員の研修等による資質向上により知識・技術を高め、親子発達支援の内容を充実していくように努めます。

ペアレントトレーニングの周知・広報について、ホームページや広報誌での周知のほか、3歳児健診の場や認可保育園、認可外保育園、母子保健推進員の協力による広報も図ります。

②児童虐待防止対策の充実

②-1 児童虐待防止の推進

【現状】

児童虐待防止月間に、パネルの掲示及び各機関へのポスター掲示で町民への啓発を図りました。また、子育て支援パンフレットやチラシを作成・配布することで、子育て相談窓口の周知を図っています。

泣き声通報や学校等関係機関からの早期の段階で相談・通告が増え、事態が深刻化する前での介入が行われています。また、妊娠届出時のアンケート等から支援が必要と認められる妊婦に対し、子ども家庭課(児童相談)および保健衛生課(地区保健師)と連携して個別支援を実施しています。

特定妊婦および要保護児童等の相談・支援体制の仕組みを充実する必要があります。

国では、児童福祉法等を改正し、「体罰によらない子育て(「しつけによる親の体罰の禁止」)を謳っており啓発が必要となっています。

【今後の取組み】

児童虐待防止についてのポスターの掲示、チラシの配布、パネル展等を今後も継続して行い、広く町民へ児童虐待防止の啓発を図るとともに、地域からの虐待通告への早期対応によって虐待の未然防止に努めます。

妊娠期からの切れ目ない支援を実施するため、妊娠期からの相談しやすい体制を整備することにより、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診及び乳幼児健診未受診対策を強化し、子どもと家庭の状況を把握する機会を設け、虐待の早期発見や特定妊婦の把握を行います。

児童虐待における相談が複雑・多様化していることから、令和5年(2023年)までに、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、家庭の実態把握から相談、専門機関へのつなぎなどの機能強化を図ります。

「体罰によらない子育ての推進」のため、保護者や地域に対してしつけによる体罰の禁止等の啓発に努めます。

②-2 養育支援訪問事業

【現状】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問による養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。平成30年度からは、全利用者へ個別支援計画を作成して対応しています。

保護者が不適切な養育に気づき、より良い養育方法の実践につながるような支援体制が必要です。

【今後の取組み】

現在の取り組みを継続し実施するとともに、母子健康包括支援センターをはじめ、他事業や他職種との連携を図りながら、要支援者の把握に努めます。

②-3 要保護児童対策地域協議会の機能強化

【現状】

町の要保護児童対策地域協議会において、福祉・保健・教育・児童相談所・警察署等が参加する各種会議を開催しており、要保護児童等の適切な支援を図るため、関係機関との情報共有および連携・支援を行っています。関係機関向け研修会を実施するなど、資質向上にも努めています。関係機関の役割の整理や連携強化が必要です。

【今後の取組み】

要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議(ケース進行管理含む)、個別支援会議の充実を図り、各ケース検討が円滑に進むよう関係機関との連携に努めます。

また、学校や保育所等が支援の必要な子どもを発見して関係機関と連携する必要があるため、虐待を発見するポイント・発見後の対応の仕方などの研修等に取り組みます。

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」(地域子ども・子育て支援事業内)を活用し、地域ネットワーク構成員(関係機関)の連携強化や専門性向上を図る取り組みを実施し、要保護児童対策の強化を図ります。

③ひとり親家庭の支援の充実

③-1 ひとり親家庭の相談支援、実態把握

【現状】

ひとり親家庭に関する相談に応じ、必要に応じて女性相談所や福祉保健所等の関係機関等の紹介等を行っています。また、ハローワークやゆいは一と等の支援機関と連携し、ひとり親が多く来庁する児童扶養手当の現況届の期間である8月に、就労支援に関する窓口を本庁に設置しました。

【今後の取組み】

ひとり親家庭への相談支援、情報提供の充実に努めるとともに、ひとり親家庭が抱える問題点や課題を把握し、自立を促す支援策の検討につなげます。

③-2 生活援助対策の推進

【現状】

ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費の助成、各種貸付制度等の支援を実施しています。

また、母子家庭、父子家庭及び寡婦が、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合若しくは日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援しています(県事業)。

手当の支給や補助などの周知のために、町のホームページや広報誌での広報、チラシの配布を継続的に行った。また、ゆいは一とや北谷町母子寡婦会等の支援機関と連携し、ひとり親家庭に各種支援が行き渡るように努めています。

ファミリーサポートセンターの利用について、ひとり親家庭、非課税世帯、ダブルケア世帯の利用促進を図るため「子育てサポート券(1枚500円)」を交付していますが、利用率が低いという課題があります。

【今後の取組み】

「児童扶養手当」や「母子及び父子家庭等医療費助成」及び県が実施する各種貸付制度などのひとり親家庭への支援事業の周知に努めます。

また、「ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業」や「ファミリーサポートセンター利用支援事業(子育てサポート券)」を継続して実施します。

各機関の様々な支援事業を体系的に整理し、支援対象者に分かりやすく周知できるチラシ等の作成に努めます。

④障害を持つ児童等への適切な対応

④-1 障がいの早期発見、早期支援

【現状】

乳幼児健診では、保健師による問診や育児相談、小児科医の診察を通して運動機能・視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等の障害を早期に発見し、適切な指導を行うよう努めています。また、健康診査後には支援が必要な子への個別支援として訪問指導をはじめ、電話相談や心理士による発達相談を行っているほか、育ちの支援センターいっぽ、保育施設、医療機関等と連携して支援しています。

乳幼児健診からの要フォローの数が多く、全数を適切にフォローすることが難しい状況にあります。また、健診後フォローで連絡すると保護者がフォローの必要性を認識していないケースもあり、保護者への理解も必要となっています。

【今後の取組み】

障がい児一人ひとりのニーズに合った支援を行うため、関係各課・機関で情報を共有できるように連携体制や支援体制の強化を図ります。

④-2 障害を持つ児童等の保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実

【現状】

保育所では、特別支援保育において、障がい児のほか特別な支援を必要とする子どもに対する対応を行っています。

特別支援保育申込世帯に対しては、障がい児通所通所支援のサービスである「保育所等訪問支援」の案内を行っています。保育所等訪問支援の利用により、障がい児福祉サービス事業所が教育・保育施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援(保育士及び保護者に対し)を行うため、保護者や職員の相談・助言が期待できます。

放課後児童クラブにおいては、障がい児の受け入れ体制整備のため、障がい児受け入れ加算の補助を実施しています。

幼稚園や学校では、特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの発達や障害等に対する理解を深め、関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行っています。

特別な支援を要する幼児児童生徒の増加に伴う、特別支援教育加配教諭及び特別支援教育支援員の人員確保が課題となっています。

【今後の取組み】

保育所の特別支援保育の更なる充実を図るほか、放課後児童クラブでの受け入れ支援や受け入れ可能な放課後児童クラブの増設を行います。

また、保育所(園)や教育現場等での障害を持つ児への対応の充実と保護者支援のため、保育所等訪問支援等の活用を図ります。

幼稚園や学校での障がい児の受け入れについては、安全面で著しく考慮を要する場合は、町派遣の特別支援教育支援員の運用により、支援体制の充実を図ります。

これらの取り組みにより、他の児童も含めた集団の中での育ちを保障していきます。

④-3 障害に関する相談・情報提供及び障がい児へのサービス提供の充実

【現状】

障がい児(者)に対する相談は、相談支援事業への委託で実施しています。町ホームページ及び広報紙での相談先及び障害福祉サービス等の広報を行うとともに、福祉課窓口でのパンフレット配付による案内を実施しています。

保育所等訪問支援に関しては、サービス提供事業所数が少なく、ニーズに対して供給が充足できていない。

【今後の取組み】

障がい児(者)のための相談場所(相談支援事業の委託先)の周知・広報のほか、関係各課の連携を強化しながら、情報を共有し更なる事業の充実を図ります。

また、児童発達支援や放課後等デイサービスといった、障がい児が利用できる福祉サービスについて周知・広報に努めるほか、ニーズに対応した事業所の確保等、サービス提供が円滑となるように図ります。

障害児福祉手当、特別児童扶養手当等についてはスムーズに申請することができるよう、子ども家庭課と福祉課の連携を強化し、制度の周知を図ります。

児童発達支援センターの設置により児童発達支援や保育所等訪問支援などの障害児支援機能強化を図ります。(障害児福祉計画で目標としている。)

④-4 発達障害の支援の充実

【現状】

母子保健においては、乳幼児健康診査時に育ちの確認を実施し、その結果等をもとにその後の支援をするなど早期発見・早期支援に努めています。また、保育所、幼稚園及び学校においては、発達障がい児への対応の整備を進めており、保育所においては、保育士向けにティーチーズトレーニングを実施するなど、支援者の質の向上を図っています。

庁内関係各課では、発達障がい児(者)のライフステージを通じた取り組みのため、連携の強化を図ることが課題となっています。

【今後の取組み】

引き続き、発達障害の早期発見や対応の充実を図るため、健康診断時や事後支援時のスタッフの技術向上、フォロー体制の強化を図ります。

保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブと連携し、保育士や教職員の研修の機会を持ち、発達障害についての理解や支援者の質の向上を図ります。

また、保育所(園)や教育現場での発達障がいを持つ児への対応の充実と保護者支援のため、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業等の活用を図ります。幼小中学校に通う学習障がいなどの発達障がいを持つ園児、児童生徒には、学校へ特別支援教育支援員を派遣し、支援を行います。

定期的に支援関係機関が集まり、発達支援体制の取り組みが適正な支援体制として機能しているか検証・見直しを行い、連携体制の充実強化を図ります。

また、発達障害について、親や子どもを取り巻く周りの方々への理解を図るため、保育所や幼稚園での周知のほか、町からの情報提供にも努め、子育ての楽しさを感じることが出来るような環境づくりに努めます。

児童発達支援センターの設置により児童発達支援や保育所等訪問支援などの障害児支援

機能強化を図ります。(障害児福祉計画で目標としている。)

ペアレント・トレーニングは、対象者を思春期まで広げ、関係課と連携・分担しつつ町全体で幼児から思春期までを支援できるよう、支援体制を整えていきます。

⑤子どもの貧困対策の充実

⑤-1 生活困窮世帯の子の居場所づくり

【現状】

【今後の取組み】

生活困窮世帯の子の支援のため居場所を確保し、食事提供や学習支援等を行っていきます。

⑤-2 生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり

【現状】

【今後の取組み】

教育・保育施設等や学校、地域などが連携し、生活困窮世帯の子の把握に努めるとともに、孤立化を防ぎ、必要な支援が届くよう、「つなぎ」を重視した関係者・関係機関のネットワークづくりを進めます。このネットワークには、NPOや個人が実施している支援活動とも協力し合いながら生活困窮世帯の子の支援を図ります。

⑤-3 就学援助制度の周知・普及

【現状】

【今後の取組み】

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について広報を行い、必要な世帯への周知・普及を図ります。

(4) 相談、情報提供の充実

① 相談機能の充実

①-1 地域子育て支援センターの充実（再掲）

【現状】

地域子育て支援センターは、町内の3保育所で実施されており、子育て家庭の育児相談、情報提供、親子での遊びの場、保護者同士の交流の場となっています。1施設においては保育士不足のために専任の保育士を配置できていない状況となっています。

町民への周知拡大のために、支援センターでの取り組みをより広く広報するなど検討が必要です。

【今後の取組み】

子育て相談の核である子育て支援センターの更なる充実を図り、地域の子育て支援の向上に努めます。子育て支援センターの職員の質の向上を図り、一人ひとりのニーズに対応した相談や情報提供などが円滑に行えるように努めます。

子育て支援センターが地域における仲間づくりや遊び・交流の場となっていることの周知・広報を一層拡充し、子育て家庭の孤立化予防や不安解消に努めます。

①-2 関係機関等による各種相談の充実

【現状】

子育てに関する相談は、相談や交流の中心を担っている地域子育て支援センターのほか、子ども家庭課窓口や保健衛生課、保育所などの関係機関、民生委員・児童委員、母子保健推進員などが行っています。気軽な相談から専門的な相談まで対応し、的確な相談先への紹介を行うために相談を担う機関同士が連携を強化する必要があります。

【今後の取組み】

町の子ども家庭課及び関係機関が情報の共有を行い、地域における子育て相談を強化します。

①-3 利用者支援事業の実施

【現状】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

町では、平成 26 年 11 月から利用者支援業務員(保育士資格所有者)を子ども家庭課に配置しており、教育・保育施設や、その他子育て支援施設等の利用案内や子育てに関する相談等に対応しました。

利用者支援業務員について周知が進んでおらず、窓口での相談内容が認可保育施設等の入所に関するものがほとんどとなっています。

【今後の取組み】

共働き世帯のみならず、家庭保育を行っている保護者も気軽に子育てに関することや施設の利用等についての相談ができるよう利用者支援事業についての周知を図ります。

令和 2 年度以降は、母子健康包括支援センターが設置され、利用者支援事業と併せて事業展開し、母子の健康から子育て支援までの様々な相談や支援に対応していきます。

②情報提供の充実

②-1 子育て情報提供の充実

【現状】

子育ての情報提供としては、町ホームページや広報誌に制度の紹介・子育ての不安への対応等を掲載しています。また、「健康だより」や「子育てだより」で予防接種や育児学級等の母子保健事業の紹介を掲載しています。

令和元年度から乳幼児健診場で保育士を配置し、教育・保育事業に関する情報提供や育児に関する相談業務を行える体制を確立しました。

乳児家庭全戸訪問事業の家庭訪問時に、ファミリーサポートセンターやブックスタート、子育て支援センターの情報提供を行ったほか、必要に応じて教育・保育事業に関する相談窓口を紹介しています。

【今後の取組み】

町の広報誌やホームページによる子育て情報提供を充実するとともに、子育て支援情報が一元化された形で発信できるように、関係各課との連携強化、情報の共有を図ります。

また、広報誌や「健康だより」については、全戸配布を行う方法を検討し、町民が行政からの情報を確実に入手できるように図ります。

広く子育て家庭全般に幼稚園や保育所、子育てに関する情報を提供するため、母子保健関連の事業と連携し、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診などの場で教育・保育事業に関する情報提供や相談業務を行うように進めます。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

【現状】

子育てに関する情報の発信においては、幼稚園や保育所、地域子育て支援センター、学校と連携して行っています。保護者は利用している教育・保育施設等を通して情報入手することが多いため、利用できるサービスや制度の情報について、関係機関と一層連携し、的確に、早急に周知を図る必要があります。

【今後の取組み】

行政からの直接の情報発信のみならず、地域の民生委員児童委員、自治会、幼稚園、保育所、地域子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信していくように推進します。

③経済的負担の軽減

③-1 児童手当の給付

【現状】

中学校終了前までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定を支援しています。

現況届の未届により支給差し止めになる方が多くあります。

【今後の取組み】

これまでどおり、児童手当の給付を行っていきます。

③-2 医療費の助成

【現状】

子ども医療費助成は、平成 27 年度より対象年齢の拡充(中学校卒業まで通院・入院費)しました。また、平成 30 年度より現物給付方式を導入しています。

【今後の取組み】

子育て家庭への経済的負担軽減を図るため、現在の中学校卒業まで通院費・入院費とも無料化を引き続き実施します。

③-4 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施

【現状】

低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の給付を行っています。

【今後の取組み】

教育・保育施設利用者の経済的支援策として、世帯の状況を見極めながら必要に応じて実費徴収に係る助成を実施します。